

米の生産者の皆さまへ

米のトレーサビリティ制度がスタートします。



生産した米、米加工品などを出荷、販売した場合には、取引の記録や産地情報の伝達が必要となります。

生産者

J A、業者へ出荷又は販売した場合

取引の記録と産地情報の伝達が必要です

消費者へ直接販売した場合

産地情報の伝達が必要です

ポイント1

炊飯した米飯類、もち等を直売所で販売する場合は、原料に使用した玄米・精米の産地を消費者へ伝える必要があります。

取引の記録

平成22年10月1日から

米や種もみを出荷・販売した場合には、その記録を作成して3年間保存しておく必要があります。必要事項が記入された伝票を保存しておくことで構いません。(ポイント2)
(消費者への直接販売、自家消費、無償譲渡(縁故米)等の記録は不要です。)

【必要な記録事項】

- 名称
- 産地
- 数量
- 年月日(出荷日、販売日など)
- 出荷先(販売先)

産地情報の伝達

平成23年7月1日から

(飼料用米などの非食用は伝達不要です。)

米、米加工品などを出荷・販売した場合には、産地情報を相手に知らせる必要があります。

一般消費者へ直接販売する場合、JAS法に基づく産地表示義務があるものについては、これに従い表示してください。

なお、JAS法での産地表示義務がない場合は、米のトレーサビリティ制度に従って、「国産」、「国内産」などの産地情報の伝達をする必要があります。

ポイント2

「取引の記録」については、必要事項が記入された出荷伝票等を保存しておくことでも構いません。

また、一部必要事項が漏れていた場合は、相手から確認して記入して保存する。

例 出荷伝票

名称 : うるち玄米
産地 : 国内産
出荷日 : 平成〇年〇月〇日
出荷数量 : 30kg×10袋
出荷先 : 〇〇米穀店

チェック!

無償譲渡(縁故米)の場合、裏面の問6に注意してください。

生産者 Q&A ?

問1 生産者が農協に米穀の販売委託や販売をした場合には、どんな記録の作成・保存が必要ですか。

答 販売、販売委託に関わらず、農協から発行される荷受明細、販売伝票、利用明細等のいずれかを保存することによって、記録・保存となります。

問2 生産者がふるい下米等を直接買付けに来た業者に販売した際に、記録の作成・保存は必要ですか。

答 記録の作成・保存は必要です。記録に必要な事項が記入された伝票を業者から受け取るか、業者の連絡先等を尋ねて必要事項を記録・保存する必要があります。

問3 種子を購入した場合、記録の作成・保存をする必要がありますか。

答 種子も米トレーサビリティ法の対象ですので、購入した場合は、入荷の記録の作成・保存が必要です。

問4 自己保有米(自家消費用含む)と出荷米を区分することなく、コントリーエレベーター(CE)やライスセンター(RC)に、もみで出荷した場合に、記録の作成・保存は必要ですか。

答 CE、RCに出荷した場合にも、出荷の記録・保存、産地情報の伝達が必要です。

CE、RCや農協から発行される荷受明細、販売伝票、利用明細等のいずれかを保存しておけば記録・保存となります。

問5 親戚等に対して縁故米(無償譲渡米)として米を送った場合、記録の作成・保存は必要ですか。

答 縁故米の譲渡しは、事業として行っていないため、基本的に記録の作成・保存は必要ありません。

問6 縁故米を受け取った親戚等が、自ら営む飲食店や、勤務する飲食店で「ご飯」として客に提供している場合はどうなりますか。

答 この場合は、有償無償、縁故関係に関わらず米穀事業者への譲渡しとなりますので、記録の作成・保存及び産地情報の伝達が必要です。

また、飲食店を営む親戚等も入荷の記録・保存と客への産地情報の伝達が必要になります。

問7 朝市などの直売所で米や米加工品を販売する場合、どうすればいいのですか。

答 生産者から直売所へ販売して、消費者へ販売する場合は、出荷の記録・保存と産地情報の伝達が必要です。

また、生産者が場所を借りて消費者へ直接販売する場合には、産地情報の伝達は必要ですが、記録・保存は必要ありません。

なお、袋詰め玄米・精米など、JAS法の品質表示基準が示されているものは、これに従い産地表示する必要があります。

お問い合わせ先

愛媛農政事務所

食糧部消費流通課

TEL089-932-1177(代)

地域第一課(南予地区担当)

TEL0893-24-4195

地域第二課(東予地区担当)

TEL0898-64-3105

米トレーサビリティ法についての情報は、下記のホームページをご覧ください。
http://www.maff.go.jp/j/soushoku/kome_toresa/index.html